

おかやまマラソン協働事業実施要領

1 目的

おかやまマラソンのPRや開催機運の盛り上げにつながる事業などを協働事業として認定するために必要な事項を定める。

2 対象事業

- (1) 4月1日から大会当日までに実施される事業
 - (2) おかやまマラソンのPRや開催機運の盛り上げにつながる事業
 - (3) おかやまマラソンに参加するランナー等の歓迎や応援につながる事業
- ※ 次のいずれかに該当するものは対象としない。
- ①営利・販売目的、チャリティーを主たる目的としているもの
 - ②政治的活動、宗教的活動、企業の宣伝活動
 - ③出演者、来場者に危険を及ぼすおそれのあるもの
 - ④一般来場者への公開を予定していないもの
 - ⑤その他おかやまマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が不適当と認めるもの

3 対象者

- (1) 県・市町村、学校、自治会・住民組織、商店街組合等
 - (2) 県又は市町村が共催又は後援する事業の主催者
 - (3) その他おかやまマラソンの周知につながると認められる事業の主催者
- ※ ただし、主催者等を構成する団体の役員（※1）が次に掲げるいずれにも該当せず、かつ、おかやまマラソン実行委員会事務局が必要と認める場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾すること。
- ア 暴力団員等（※2）に該当する者
 - イ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ※1 役員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。
- ※2 暴力団員等とは、岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

4 事業の内容

事業の主催者（以下「主催者」という。）は、制作するイベントのポスター、チラシ、パンフレットや看板等に「おかやまマラソン協働事業」のロゴマーク等を掲載し

おかやまマラソンのPR等を行うとともに、対象事業を実施する。

実行委員会は、おかやまマラソンホームページ（以下「ホームページ」という。）

等で対象事業のPRを行う。

5 事業の特典

- (1) ホームページ等で対象事業を紹介する。
- (2) チラシ、パンフレットなどで、「おかやまマラソン協働事業」の名称や大会マスコットのイラストを使用することができる。

6 申込方法

主催者は、大会の前月末日までに、「おかやまマラソン協働事業認定申請書」（様式第1号）を実行委員会事務局へ提出すること。

7 認定

実行委員会が「おかやまマラソン協働事業」として認定した場合は、主催者に対して認定した旨を文書（様式第2号）で通知するとともに、ホームページに事業名等を掲載する。

8 実績報告

主催者は、事業終了後2週間以内に事業実績報告書（様式第3号）を提出すること。

9 認定取消

認定後において、次のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取り消すこととし、認定取消通知書（様式第4号）により通知する。

- ア 上記2又は3の要件に適合しない場合
- イ 申請内容に虚偽がある場合
- ウ 事業の実施に当たり、違法又は公益を害する等、県が不適当と認める行為がある場合
- エ 主催者等について、不法行為等、実行委員会が不適当と認める事象がある場合

10 その他

- (1) 主催者は、日程や内容を変更する場合、速やかに連絡すること。
- (2) 事業に要する経費は、すべて主催者の負担とする。
- (3) 事業実施に必要な許認可等は、主催者の責任で処理すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、主催者の責任で解決すること。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年2月15日から施行する。